

団体名：_____

令和8年度福島県高齢者コミュニティづくり活性化支援事業補助金申請書

1 添付書類

※この書類の下に、次の書類を添えてチェック☑をしてください。

- 事業計画書(第2号様式)
- 収支予算書(第3号様式)
- 申請団体 概要書(第4号様式)
- 申請団体の規約・定款、役員名簿等

2 チェックリスト

※この書類を提出する前に、次の項目を満たしているか確認し、チェック☑をしてください。

(1)申請する事業について

- 本補助金を使用して実施する新たな取組である。

※新たな取組とは、補助金が交付されてから開始する取組(活動)です。

なお、すでに実施している取組(活動)であっても、これまでと異なる取組やより良くする取組(これまでの取組に加え別の活動内容を増やす、参加対象者を拡大するための工夫を行う、専門性を高め参加者にもたらす効果を高める 等)であれば、新たな取組と認められる場合があります。

- 新たな取組の内容を の中に簡潔に記載してください。

記載例1: 補助金で〇〇を購入し、新たに△△の活動を始める。
記載例2: これまで□□の活動をしてきたが、補助金で〇〇を購入し、△△の活動を始めることで、専門性を高め参加者にもたらす効果を高める。

- 高齢者を対象とした健康づくり、介護予防、生きがいづくり活動を同一の活動拠点において、1回当たり1時間以上の活動を月1回以上、定期的かつ継続的に行う活動である。
- 活動日当日に5名以上の参加が見込まれる活動である。
- 要支援者に相当する高齢者等の参加が可能な活動である。
- 地域の高齢者が気軽に出かけることができる自治会館や集会所、市民センター及びこれに準ずる場所で行う活動である。
- 参加者募集の広報をして、広く参加申込を受け付ける活動である。
- 県からの支援終了後も継続して実施する見込みがある活動である。
- 国、地方公共団体の補助金を受けていない。

(2)補助金の支給を申請する団体について

- 団体の運営は、特定の企業、政党、宗教団体等から独立している。
- 団体の運営は、非営利(その活動・事業から生じる利益を会員等に分配しない)である。
- 団体の運営は、活動の内容や財務の状況を公にできる。
- 会則(運営要綱、規約、定款)等を設定し、団体の活動目的を明示している。
- 団体名義の金融機関預金口座を開設している
(補助金の交付決定後に開設予定である)。